

議案第74号

加西市農業共済条例を廃止する条例の制定について

加西市農業共済条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市農業共済条例を廃止する条例

加西市農業共済条例（平成 30 年加西市条例第 34 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（事業及び事務の承継）

2 加西市の農業共済事業及び事務は、令和 2 年 4 月 1 日から兵庫県農業共済組合がこれを承継する。

（加西市農業共済事業会計の廃止）

3 加西市農業共済事業会計は、令和 2 年 3 月 31 日限りで廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 44 年加西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表損害評価会の項を削る。

（加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

5 加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 22 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（3）兵庫県農業共済組合

(審議資料)

兵庫県下全域をその事業区域とする兵庫県農業共済組合が令和2年4月1日に設立されることに伴い、加西市が実施している農業共済事業の全部を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。